



島根県報

平成20年 3 月31日 (月)
号外 第 68 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の (労 働 政 策 課)

一部改正

告 示

島根県告示第291号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額 (平成12年島根県告示第220号) の一部を次のように改正し、平成20年 4 月 1 日から施行する。

平成20年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 2 号の表中「、工業彫刻」、「、眼鏡レンズ加工」及び「、ほうろう加工」を削る。

第3号の表中「建具製作」の次に「、紙器・段ボール箱製造」を、「石材施工」の次に「、パン製造」を、「左官」の次に「、ブロック建築」を加える。

